



2022年 1月14日

各 位

会社名 ニッケ（日本毛織株式会社）
代表者名 代表取締役社長 富田 一弥
（コード番号 3201 東証第一部）
本社所在地 大阪府中央区瓦町3丁目3番10号
問い合わせ先 総務法務広報室長 松本 義子
（TEL.06-6205-6601）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年2月25日開催予定の第191回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、新型コロナウイルス等の感染症の拡大や自然災害を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、遠隔地の株主様を含む多くの株主様が出席可能な株主総会の開催方式を拡充することが、株主の皆様のご利益に資すると考え、将来的に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づき場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催できるよう、定款第14条第3項を追加するとともに、字句の追加を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第14条（招集） 定時株主総会は、毎月2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 2. 株主総会は、本店所在地およびその隣接地のほか、大阪市のいずれかにおいてこれを招集する。 (新 設)	第3章 株主総会 第14条（招集） 定時株主総会は、毎月2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に <u>随時これを招集する。</u> 2. 株主総会は、本店所在地およびその隣接地のほか、大阪市のいずれかにおいてこれを招集する。 <u>但し、本条第3項の規定に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合は、この限りではない。</u> 3. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日及び効力発生日 2022年2月25日（予定）

4. 株主総会の開催方法の決定について

当社は、独立社外取締役が半数以上を占めるアドバイザリーボード（任意の指名・報酬委員会）を2004年に設置し、役員・取締役の指名・報酬及び代表取締役から会社経営の根幹にかかわる事項について報告を受け諮問に応じるなど、早期から透明性・公平性を確保したコーポレートガバナンス体制の確立を推進してまいりました。

本議案により、場所の定めのない株主総会という選択肢の幅が広がることは、今後いかなる状況下におきましても、常に株主の皆様の権利を保障し、当社の取締役が十分な説明責任を果たし、当社及び株主の皆様が求める“開かれた株主総会”の在り方を追求し、持続的に透明性のあるガバナンス体制の確立に大きな寄与を果たすものと考えております。

なお、今回のご提案が可決された場合、当社の取締役会が、株主総会開催の都度、株主の皆様の利益に最大限配慮しつつ、開催方法を決定いたします。その審議におきましては、株主の皆様の権利の保障と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策、その他社会的要請、ステークホルダーの皆様のご意見や、当社独立社外取締役の客観的視点に基づく意見を反映し、慎重に決定してまいります。

以 上